

宮城県自然環境保全審議会

日時：平成 24 年 2 月 9 日（木）

午後 1 時 15 分から午後 3 時まで

場所：県庁 4 階 特別会議室

配布資料

資料 1：第 10 次鳥獣保護事業計画の変更及び特定鳥獣保護管理計画の変更について
(諮問)

資料 2：鳥獣保護事業計画について

資料 3：第 10 次鳥獣保護事業計画新旧対照表

資料 4：特定鳥獣保護管理計画新旧対照表

資料 5：第 11 次鳥獣保護事業計画の基本方針の主な変更点について

資料 6：自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧

その他資料

第 10 次鳥獣保護事業変更計画書（案）

第二期宮城県ニホンザル保護管理計画（第二次改訂版）（案）

宮城県イノシシ保護管理計画（改訂版）（案）

宮城県ツキノワグマ保護管理計画（改訂版）（案）

牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画（改訂版）（案）

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針

1 開 会

事務局から開会を宣言。

2 あいさつ（環境生活部長）

3 報 告

事務局から配布資料の確認後、本日の出席者数を報告（構成委員 23 人中 4 人欠席、過半数出席により、当審議会条例第六条第二項の規定により、有効に成立）。次に、本日の会議の公開、非公開について報告。平成 12 年 3 月 21 日に開催された当審議会において

審議された結果、審議案件については公開、各部会の審議結果報告については内容によって一部非公開とすることになっている。本日の報告事項「(2) 温泉部会にかかる処分状況」については、法人及び個人の事業に関する情報が含まれていることから非公開、それ以外の部分は公開となる旨報告。

4 議 事

司 会：それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、第10次鳥獣保護事業計画の変更と、特定鳥獣保護管理計画の変更の2つになっておりますが、これらにつきましても変更に当たり、鳥獣保護法の規定によりまして、当審議会の意見を聴かなければならないことになっております。このため、資料1の表と裏面にありますとおり、知事から当審議会長あてに諮問をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。それではこれより、菊地会長よりご挨拶をいただいた後に議事の進行をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

菊地会長：（あいさつ）

まず第1「第10次鳥獣保護事業計画の変更について」事務局から説明願う。

事務局：（資料説明）

菊地会長：事務局からの説明に対し、質問意見等あれば発言願う。

（質問意見等なし）

それでは審議を終了し、「第10次鳥獣保護事業計画の変更について」は、原案を了承することとして、知事に答申してよろしいか。

異議がないようなので、原案を了承する旨を知事に答申する。

次に、議題2「特定鳥獣保護管理計画の変更について」事務局から説明願う。

事務局：（資料説明）

菊地会長：事務局からの説明に対し、質問意見等あれば発言願う。

（質問意見等なし）

それでは「特定鳥獣保護管理計画の変更について」は、原案を了承することとして、知事に答申してよろしいか。

異議がないようなので、原案を了承する旨を知事に答申する。

それでは4の報告に入る。1番目の「第11次鳥獣保護事業計画の策定について」

事務局から説明願う。

事務局：（資料説明）

菊地会長：それでは、確認したい事項、意見等あればお願いします。

村上委員：蔵王町長の村上です。1点だけお願いします。ここに県猟友会の佐々木会長がお見えだが、「特定鳥獣の保護の管理の推進」の中に「有害鳥獣の捕獲」そして「確保を図るべき人材として地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材」とある。有害鳥獣の捕獲をしてくれる方々は年々高齢化が進んでおり、私の町でも80をすぎた方々が捕獲の対応をしている。一方で若い人たちが新たに狩猟免許の資格を取得していない。そういった中で「確保を図るべき人材として地域に応じた高度な捕獲技術を有する人材」と書いてある。よく意味が見えないのでもう少し具体的に説明願う。

事務局：今お話があったとおり、我が県でも狩猟者、特に銃猟に従事する方々が減っているという状況。一方で野生鳥獣はどんどん増えており、それに対する対策として、環境省では、いかに効率よく野生動物を捕らえるかという方策、あるいはそれをうまく地域に応じて柔軟に対応させて、リーダー的な役割の方を養成したいということで、来年度の事業にも、盛り込まれている。県としても、利用できるものは利用し、市町村とともに、有害鳥獣に対処していきたい。

村上委員：それに関連するのですが、県南地域においては、猟銃所持のために必要な実技講習の会場がなかった。それで今までは県南から県北に行っていた。ところが捕獲をする方々は軽自動車しか乗らない人が多いから、仙台市街地や高速道路を通って県北に行く必要があり大変であった。我々から発信することで、県南の村田町にあるクレー射撃場が試験会場として、やっと去年知事から許可が下りた。こういうことは我々から発信するのではなく、やはり県も高齢化社会の中で年配の方々が銃免許を持つてる現実の中で、こうした方々に対して、優しい目線で目を向けていただければ大変うれしい。そういった面でこの「高度な捕獲技術を有する人材」というのが、なかなか意味が見えなかった。

佐々木委員：県猟友会の佐々木です。確かに県猟友会も実際銃を持って猟をやっている方々は1600人ぐらいしかいない。その内、有害鳥獣捕獲事業に7割くらいの方が協力いただいているが、年齢的にはほとんど65歳以上。今から5～6年すると、おそらく1000人を切ることになる。私は75歳ですが、今から2～3年前までは山へ行ってなんともなく猟をしていた。今は少し怖くて以前ほど山を歩けない。ちょっと薦

に絡まってもすぐ転倒する恐れがある。銃器を持って山を歩くのも大変で体力的に厳しい。今の若い人たちは山を歩いて猟をするということが少ない。山に行ってもちょっと見て、いないとすぐに帰るということも多い。私たちの頃は朝から晩まで鉄砲を担いで山を歩き回った。そういう中での有害捕獲である。どんどんイノシシやシカが増えている。一生懸命に有害捕獲や個体数調整に従事しているが、思うような効果が出ないというのが実情。しかも、さっき話があったように、軽トラックに乗って街中を高齢者が猟場に向かうのは危険だという気もする。

それから、私たちも大日本猟友会を通じて銃刀法の改正について国会議員を通じて働きかけている。あまりにも厳しすぎるために、若い人たちでも、もう鉄砲をやめたという方々が多い。私も今年の5月に書き換えをするが、まず精神病の兆候がないか指定の病院で検査を受ける、75歳を過ぎると認知症の検査も受けることになる。それから財産の管理についての証明書も必要。いろんな厳しさが出てきている。確かに「明日猟に行くために鉄砲を車の中に入れて、盗難にあった」というような事件が起きたと新聞に出ていた。こんなに厳しくして、私たちも口をすっぱくして銃の管理について注意しているにも関わらず、こういう事件が起きる。確かに、やった者に対しては厳しい処罰があっても仕方ない。しかし、一人のために全国何十万人の人が全部網にかけられるということが、現在の狩猟者の減少につながっている面もある。何とかしたいということで今一生懸命動いている。

それから、市町村の職員にも手伝ってもらいながら有害捕獲をしているが、行政でも、若い職員に一人でも二人でも免許を取らせるよう指導してもらいたい。思い切った発想を持って私たちと一緒にやってもらいたいと思っている。

菊地会長：それでは他にご意見ないか。なければ次に移る。

今の意見を計画策定に活かしていただくようお願い。

次に、温泉部会からの意見。副会長から報告願う。

千田副会長：（資料説明）

菊地会長：今の説明について、委員から確認したいことはないか。

ないようなので、「その他」に移る。委員から何かないか。

佐藤（源）委員：温泉部会に関して一つ、特に県の方に聞きたい。自然環境保全審議会の審議の事項は自然環境の保全を図るため、ということがあり、基本的には鳥獣の保護に関する事、それから温泉法の規定に基づく権限に関する事、ということである。

私たち温泉部会としては、あくまでも、申請されている掘削が温泉法に則しているかという観点で、許可適当か不適当という判断をするだけである。その部会の中では、ここ数年何回も議論が出ているが、自然保護という観点での審議が十分にできない。たとえば伊豆沼の付近で温泉掘削の申請が出たことに関しては、審議会全体にも関わることであり、部会としてはいろいろな付託意見を出している。これは伊豆沼の件だけでなく、ほかの場合でもそういうケースがあったけれども、非常に稀なケースである。やはり自然を保護するという立場で審議会を開いている以上、もっと大局的な立場で温泉の掘削に関し、宮城県の意見というものを述べるべきではないかと私個人は考えている。去年2月に報告がでた仙台市中心部における大深度掘削という問題があるが、これは非常に自然に関わるけれども、おそらく温泉法でもそういう制約はなく、自然保護に関する法律にも関係がないので、議論のしようがない。ただし、これは審議会としてこういうことが重要であるということを発議いただければ、もう少し私たちも温泉部会として、技術的な論議をする機会があるのではないか。規則というか、審議会の目的に合っているような気がするので、是非県として検討してもらいたい。

菊地会長：県から何か。

事務局：この審議会は条例に基づいて設置をさせていただいている。その中で自然環境部会と温泉部会があり、各々の審議事項がある。ただし、会長の判断で、部会に諮るより審議会本体で協議すべき、ということであれば、柔軟な対応ができる規定になっている。今後検討させていただきたい。

佐藤（源）委員：今言われたとおりで、技術的なことは十分部会がやるべきだと思うが、それを少し広い立場から決定できる仕組みを考えていただきたい。

菊地会長：それでは県の方でよろしく願います。他に委員の方から何かないか。

高橋委員：さきほど小泉部長からも放射能汚染の話があったと思うが、宮城県も丸森地区において、いろいろ数値が出ている。その中で、放射能による自然環境や生態系への影響というのは数年、数十年というところでも聞いている。宮城県も、福島のように大きくマスコミ等では出ていないが、飯舘村などと同等の数値が出ているようにも聞いているので、宮城県としてどのようなことを考えているのか聞かせてもらいたい。

小泉部長：宮城県の汚染の状況は、既にご案内のとおり福島に隣接している方面に相当（放射性物質が）降っている。それは文科省が昨年実施したモニタリング調査でも明らか

になっており、それを見ても、県境はかなり高い。かなり高いとはいっても福島ほどではなく、だいたい年間積算線量で1～3ミリシーベルト、場合によっては5ミリシーベルトぐらい出ているところも若干ある。実際に現場に行って簡易測定器で測ってみると、広場等は一部自主的に除染しているところもあり、低いけれども、山に入ると高い。これから除染実施計画を作って、できれば4月から、実際の除染をしたいが、本当にいろいろな課題がある。今日委員でおられる西村先生も専門部会に入ってもらい、いろいろご意見いただいている。いずれにしろ、行政だけでなく住んでいる方々の納得も大変重要なので、実施計画の策定に当たり、十分議論して行く必要があると考えている。いろいろな課題が山積しており、山全部を除染というのは現実問題として困難なので、どのぐらいの範囲でやるのか、樹木などはどうするのか、下草や落葉等だけでいいのか、専門家の先生も交えて議論しないといけないと考えている。ただ、福島と比べると仙台は0.05マイクロシーベルトくらいで、かなり低いため、県南地域にどう対応していくかということを考えている。

高橋委員：専門的なことはわからないが、除染というのは汚染の拡大につながるのではないだろうか。それから物言わぬ植物や生き物たちのことを考えるのは、やはり自然のことに心を寄せている方々が多いのではないか。人間でいう定期健康診断のようにデータをとると聞いているが、生態系への影響というのは、非常に長い期間でのことになると思っているの、とても危惧している。

菊地会長：それでは県の方で意見を踏まえてよろしく願う。

嶋崎委員：特定鳥獣保護計画の変更ということですが、震災の関係で、本来なら今年度末で計画期間が終わるところを一年延長された。それぞれニホンザルやイノシシ等あるが、この計画に基づいた保護管理事業が、その効果はどうだったのか、参考までにお知らせいただきたい。

事務局：それぞれ保護管理計画を策定しているが、それと併せて毎年度の実施計画を県と関係市町で策定しており、それについては特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の中に各々鳥獣ごとに部会があり、そこで毎年審議いただいている。その中において、前年度の実施計画の成果がどうであったのか検証・報告し、それに基づいて、各年度の計画を立てている。データは今手元にないが、次回の審議会で新しい計画を審議いただくということもあるので、そうしたデータも示したい。

嶋崎委員：全般的にどうなのか。ニホンザルやイノシシが増えているとか、どういう傾向な

のか。

事務局：ツキノワグマについては、生息状況の調査をしている。日本全国で見ると数が減っており、絶滅が危惧されるということで、捕獲する頭数を制限をして、守りましょうということになっている。現在県内には633頭生息しているというデータに基づき、年間の捕獲頭数を50頭までということを目安にしている。そうした中で、昨年度は山に実りが少なかったためか、クマがだいたい人里に出没しており、有害捕獲で確か80頭ぐらい捕獲をした。人身に被害がある場合はやむを得ないので50頭を超えても対応している。

サルについても調査しており、県内で2000頭ぐらいおり、横ばいか少し増えているということで、大きな変化はない。一方でサルは狩猟獣ではないので、県は市町村と連携し、捕獲というよりは山に追い払って人里に出てこないように、という取り組みをしている。

イノシシは、確たる生息数の把握が難しいということがあり、数は把握していない。専門家の意見によれば農業問題であり、農業被害をいかに減らすかということが主題であると承っている。それを主眼にしているが、これはたちごっここの面があり、畑などを守ろうと柵を設置すると、今度は柵がない方へ移動する。残念ながら、イノシシの農業被害は、現在、県全体の鳥獣による農業被害の約半分を占めており、これはなかなか減らない状況。一方で生息域も昔は福島県境あたりに生息していたものが、どんどん北上していて、栗原市でも大きなイノシシがとれており、生息域は拡大している。

牡鹿半島のニホンジカは、確たる数は承知していないものの半島の中に少なくとも五千頭ぐらいは生息していると見られている。一方で、専門家によれば、半島内で適正な生息数は一千頭であるといわれている。シカは植物を根こそぎ食べるため、放置すると山が裸地化して自然災害にも結びつく、あるいは植物が育たずに、次第に自然環境が荒れるという恐れもある。いろいろ対応しているが、残念ながら数は減らないという状況。

菊地会長：他にないか。

大山委員：第10次鳥獣保護事業変更計画を見ていたが、鳥獣保護区の指定のところ、「野生鳥獣の生息環境の保護、保全する拠点として、積極的に鳥獣保護区の指定に努めてきた」とあり、面積はどのぐらいに達したとかある。もちろん有害鳥獣への配慮とい

うのはとても大切。ただし、国有林に例を見ると、保護林があり、保護林と保護林の間を緑の回廊で連続させている。鳥獣の移動を確保する配置という視点で施策がある。ここでは面積にだけ着目しているが、配置についても検討が必要ではないか。国有林の緑の回廊と、県の保護しているところを連携させて、もっとスムーズに移動ができるような県全体の配置計画ということも今後検討する必要がある。

菊地会長：その他、いまのことについて何かないか。

事務局：様々な自然保護の取り組みについては林野庁と連携して取り組んでいる。また、鳥獣保護区を設置する際にも、たとえばツキノワグマであれば保護するという観点で、クマが移動できるルートを保護するといった考えのもとに、施策を進めている。

菊地会長：他にないか。それでは以上で本日の議事をすべて終了する。ご協力ありがとう。

事務局お願いします。

司 会：以上をもって宮城県自然環境保全審議会を終了する。